

熱海市の宅地造成等規制法に関する手続の見直しについて

熱海市では、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に係る手続の見直しを行いました。

1 対象範囲

宅地造成等規制法に係る提出書類

2 変更内容

熱海市宅地造成等規制法施行細則（平成18年熱海市規則第9号。以下「規則」という。）等に係る下記の様式の押印を廃止します。

様式名		変更内容
規則様式第2号	宅地造成工事変更許可申請書	押印廃止
規則様式第3号	宅地造成工事変更届	押印廃止
規則様式第4号	工事中止（再開・廃止）届	押印廃止
規則様式第7号	宅地造成工事計画に関する証明書交付請求書	押印廃止
様式6号	工事施行管理者（現場代理人）届	押印廃止
様式7号	実務経歴書	押印廃止

3 変更時期

令和3年9月1日以降に提出する書類

4 従前の様式の使用について

- 従前の様式（印があるもの）で押印した書類を提出しても受け付けます。
- 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

【問合せ先】

熱海市役所 観光建設部 まちづくり課 都市計画室
電話番号 0557-86-6389